

# 令和元年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計30件（予算議案3件・条例議案11件・一般議案7件・道路議案2件・人事議案7件）

## 《予算議案》

**議案第78号** 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

**議案第79号** 令和元年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

**議案第80号** 令和元年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

## 《条例議案》

**議案第81号** さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・市民局区政推進部）

さいたま都市計画事業大間木水深特定土地区画整理事業の換地処分の公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成31年3月2日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

（内容）

- ・ 区域の表記の変更
- ・ 緑区の区域に「大間木2丁目及び大間木3丁目」を加えるもの。

（施行期日） 公布の日

**議案第82号** さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

### 1 個人市民税の非課税範囲の見直し

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているひとり親（単身児童扶養者）で、前年の合計所得金額が135万円以下であるものの個人市民税を非課税とするもの。
- (2) 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書記載事項に単身児童扶養者に該当する旨を追加し、その名称を「扶養親族等申告書」とするもの。

### 2 住宅ローン控除の拡充

- ・ 住宅ローン控除の控除期間を3年間延長し（計13年間）、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅ローン控除に関する記載があること等の要件を不要とするもの。

### 3 大法人の法人市民税に係る電子申告の規定の整備

- ・ 電子申告が困難であると認められる一定の事由があるときは、市長の承認に基づき、書面による申告書の提出を可能とするもの。

### 4 軽自動車税の見直し

- (1) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減するもの。
- (2) 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）
  - ア 現行制度を2年間延長し、令和3年度まで適用するもの。
  - イ 令和4・5年度については、適用対象を電気自動車等に限定するもの。

(施行期日) 1については令和3年1月1日等、2及び3については公布の日、4については令和元年10月1日等

### 議案第83号 さいたま市森林環境整備基金条例の制定について

(所管課所・経済局農業政策部農業環境整備課)

森林環境譲与税の創設に伴い、森林の整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、新たに基金を設置するもの。

(内容)

- 1 積立て
  - ・ 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするもの。
- 2 繰替運用
  - ・ 財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。
- 3 処分
  - ・ 基金は、森林の整備及びその促進に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第84号 さいたま市入学準備金・奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

現行の入学準備金・奨学金貸付制度において、新たに返還免除制度を導入することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 返還免除対象者の追加
  - ・ 大学等の入学準備金及び奨学金の返還免除の対象者について、真摯に学業に励み大学等を卒業し、市の発展に寄与する者を追加するもの。
- 2 学校区分が異なる場合における入学準備金及び奨学金の貸付
  - ・ 返還免除制度の導入に合わせ、高校等の入学準備金と大学等の奨学金等学校区分が異なる場合には併用貸付を利用可能とするもの。

(施行期日) 令和元年9月1日

### 議案第85号 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正を踏まえ、災害援護資金の保証人、貸付けの利率及び償還方法を見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 保証人を立てることを任意とする見直し
  - ・ 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができることとするもの。
- 2 貸付利率の引下げ

- ・ 災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き年1パーセントに引き下げるもの。

3 償還方法への月賦償還の追加

- ・ 災害援護資金の償還方法に月賦償還を加えるもの。

4 適用

- ・ 1から3による改正後の条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用するもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第86号 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保について見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 保育所等との連携

- ・ 卒園後の教育又は保育を行う連携施設について、入所定員が20人以上であって、企業主導型保育事業を実施する施設及び乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る補助を地方公共団体から受けている施設を加えるもの。

2 連携施設に関する特例

- ・ 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、満3歳以上の児童を受け入れているものについて、連携施設を確保しないことができることとするもの。

3 連携施設に関する経過措置

- ・ 連携施設の確保が著しく困難であって、市長が認める場合において、連携施設を確保しないことができる期間を5年延長するもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第87号 さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局長寿応援部介護保険課)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正による低所得高齢者の保険料の軽減強化に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 保険料の減額賦課
- ・ さいたま市介護保険条例第3条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和元年度及び令和2年度の保険料について、減額賦課を行うもの。

対象者	保険料率	
	改定前	改定後
(1) 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下の者	29,276円	24,396円

(2) 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の者	39,034円	30,902円
(3) 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円を超える者	42,287円	40,660円

(施行期日) 公布の日(適用は平成31年4月1日)

### 議案第88号 さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所)

思い出の里市営霊園の樹林型合葬式墓地の新設に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 利用権の消滅に係る規定の整備
  - ・ 樹林型合葬式墓地の新設に伴い、利用権の消滅に係る規定を整備するもの。
- 2 樹林型合葬式墓地の使用料の設定

単位	使用料	管理料
1体	100,000円 (墓地の返還と同時に第6条第1項の利用許可を受ける場合にあつては、30,000円)	—

(施行期日) 令和元年9月1日

### 議案第89号 さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部交通政策課)

市民の利便性の向上及び交通結節機能の強化を図るため、さいたま新都心バスターミナルを設置するもの。

(内容)

- 1 名称及び位置
  - ・ さいたま新都心バスターミナルを、大宮区北袋町1丁目603番地1に設置するもの。
- 2 業務
  - ・ さいたま新都心バスターミナルの業務は、さいたま新都心バスターミナルの利用に関すること、施設及び設備の維持管理に関すること等とするもの。
- 3 施設
  - ・ さいたま新都心バスターミナルにバスターミナル、一般車駐車場及びバス駐車場を置くこととするもの。
- 4 休業日
  - ・ さいたま新都心バスターミナルの休業日は、設けないものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができることとするもの。
- 5 供用時間
  - (1) バスターミナル 午前5時から午後12時まで
  - (2) 一般車駐車場及びバス駐車場 午前零時から午後12時まで
- 6 バスターミナルの使用料
  - ・ バスターミナルの使用料を次のとおりとするもの。

路線のキロ程	バスターミナル使用料
300キロメートル未満	500円
300キロメートル以上500キロメートル未満	800円
500キロメートル以上700キロメートル未満	1,000円
700キロメートル以上	1,200円

※ 同一路線において往復でバスターミナルを使用する場合の復路に係るバスターミナル使用料は、上表のバスターミナル使用料の額の100分の50に相当する額とする。

7 一般車駐車場及びバス駐車場の使用料

- ・ 一般車駐車場及びバス駐車場の使用料を次のとおりとするもの。

駐車場の区分	駐車時間	駐車場使用料
一般車駐車場	5時間まで	30分につき 200円
	5時間を超え24時間まで	2,000円
バス駐車場	4時間まで	30分につき 500円
	4時間を超え24時間まで	4,000円

(施行期日) 令和2年6月1日 (バス駐車場に係る部分は、令和元年10月1日)

議案第90号 さいたま市給水条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部給水装置課)

水道法等の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 更新手数料の新設
  - ・ 指定給水装置工事事業者が指定の更新を受ける場合の手数を定めるもの。
- 2 規定の整備
  - ・ 条例で引用している水道法施行令の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和元年10月1日

議案第91号 さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部予防課)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定の整備
- ・ 住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定について、省令で定める規定と同様の規定を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第92号 浦和駒場スタジアム照明灯改修工事請負契約について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

(内容)

- 1 契約の目的

浦和駒場スタジアム照明灯改修工事

- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
3億3,551万2,100円
- 4 契約の相手方  
八洲・毛塚特定共同企業体

**議案第93号 市営道祖土戸崎団地建設（建築）工事請負契約について**  
（所管課所・建設局建築部住宅政策課）

（内容）

- 1 契約の目的  
市営道祖土戸崎団地建設（建築）工事
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
12億9,648万5,000円
- 4 契約の相手方  
吾妻・和光・共成特定共同企業体

**議案第94号 議決事項の一部変更について（さいたま市文化センター外壁改修工事請負契約）**  
（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

平成30年9月議会において議決を得たさいたま市文化センター外壁改修工事請負契約について、工事の進捗に伴い、必要な追加工事が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
田中・八生特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億5,380万8,000円
変更後	3億6,105万7,000円

**議案第95号 議決事項の一部変更について（橋梁上部工事（一般国道122号蓮田岩槻バイパス）その2請負契約）**

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

平成31年2月議会において議決を得た橋梁上部工事（一般国道122号蓮田岩槻バイパス）その2請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
株式会社横河ブリッジ
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	6億253万2,000円
変更後	6億1,048万5,000円

**議案第96号 議決事項の一部変更について（さいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約）**

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設課）

平成31年2月議会において議決を得たさいたま市立与野本町小学校屋内運動場棟大規模改修（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の相手方  
田中・八生特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億5,769万6,000円
変更後	3億6,333万3,600円

**議案第97号 損害賠償の額の決定及び和解について**

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

市道において、貨物車の荷台部分が陸橋の橋脚部分に接触し、破損したことにより生じた損害賠償請求に対し、損害賠償の額を定め、和解することについて、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 損害賠償額  
375万円
- 2 和解の内容
  - ・ 市から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 3 相手方  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

**議案第98号 埼玉県道路公社の新見沼大橋有料道路の料金の一部の変更の同意について**

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

埼玉県道路公社が料金を徴収している新見沼大橋有料道路の料金の一部を変更することについて同意するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

**議案第99号 市道路線の認定について**

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	3 路線
開 発	1 6 路線
合 計	1 9 路線

議案第100号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	1 路線
開 発	3 路線
合 計	4 路線

《人事議案》

議案第101号 教育委員会委員の任命について

(所管課所・総務局総務部総務課)

教育委員会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
武田 ちあき	再任

議案第102号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
五味田 みつえ	再任

議案第103号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
立入 健司	再任

議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
中川 新五郎	再任

議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
古舘 幸子	再任

議案第106号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
松村 澄子	再任



議案第107号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
山中 ひとみ	新任